

「建設アスベスト給付金制度」に関する学習会 開催のご案内

建設アスベスト被害については、私たちが長年裁判を通じて被害の実態を訴えてきたものであり、全国の仲間の支援と奮闘により、昨年5月17日に最高裁判所は国と建材メーカーの賠償責任を認める判決を言い渡しました。この判決は多くの被害者の救済に繋がる大変意義が大きいものであります。当時の政府も謝罪を表明し、訴訟の早期和解や健康被害を受けた方々への補償の在り方など解決に向けた動きが加速しました。

その結果、昨年6月に「建設アスベスト給付金制度」が創設され、石綿関連疾病による健康被害がある方で訴訟していない人や一人親方も含めた幅広い範囲での救済となりました。現在のところ、この制度は今年4月頃からの運用が予定されています。

組合ではこの給付金制度を広く知ってもらい、一人でも多くの被害者救済に繋げるべく、この度、大阪アスベスト弁護団の弁護士を講師としてお招きし、「建設アスベスト給付金制度の概要と手続き」に関して講演していただきます。この学習会の参加をご希望される方は、この用紙下段の参加申込書に必要事項を記入の上、組合へご提出ください。

【日時】 2022年3月6日(日) 9時30分～12時00分

【場所】 神戸市勤労会館 405・406号室 [神戸市中央区雲井通5-1-12]

【内容】 講演「建設アスベスト給付金制度の概要と手続きについて」

講師：伊藤 明子さん／かけはし法律事務所・弁護士

大阪アスベスト弁護団所属

【対象者】 組合員及び家族

【定員】 60人(先着順)

※新型コロナウイルス感染症対策のため、収容人数(120人)の50%です

【締切】 2022年2月18日(金)まで ※定員になり次第、締め切ります

参加申込書

組合員氏名 _____

当日の参加者氏名 _____

当日の参加人数 _____ 人

当日の連絡先 _____

参加ご希望の方は申込書をご記入の上、組合へFAX・郵送またはご持参ください

神戸土木建築労働組合